## 募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客 への配分に関する規則」等の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日 日本証券業協会

#### I. 改正の趣旨

本協会では、いわゆる親引けをはじめとする、有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制 のあり方について検討するため、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」 を設置し、平成23年10月から12月にかけて7回にわたる議論の結果、平成24年1月12日に 報告書「配分ルールのあり方について」を取りまとめた1。

今般、この報告書で議論の結果として導き出された方向性を自主規制規則において具体化す るため、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部について改 正することとする。

#### 【以下における凡例】

「配分規則」:株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則

「引受規則」: 有価証券の引受け等に関する規則

「引受細則」:「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

#### Ⅱ.改正の骨子

#### 1. 配分規則

協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を 十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、 合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならないこととする。 (第2条第1項)

(2) 原則禁止とされている親引け<sup>2</sup>が例外的に許容される要件として、①当該親引けを行っ たとしても前述(1)に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと、②当該株 券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先の状況、当該親引けに係る株券等 の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定 の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後に おいて適切に公表すること、並びに、③当該募集に係る払込期日等から 180 日を経過す る日まで継続して所有することの確約を主幹事会員が親引け予定先から書面により取り 付けること、を掲げることとする。 (第2条第2項第1号から第3号まで)

<sup>1</sup> 報告書は、次の URL にて公表している。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/haibun\_houkokusyo-1.pdf

なお、平成24年1月17日から同年2月7日まで、報告書についてパブリック・コメントを募集し、その結果は 同年3月1日に次のURLにて公表している。

http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/houkokusho\_kaitou.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。

- (3) 並行第三者割当(引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当をいう。以下同じ。)が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前述(2)①及び③の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならないこととする。 (第2条第3項)
- (4) 後述(6)及び(7)により提供することとする配分先情報(後述(6)の配分先情報をいう。(5)において同じ。)に係る顧客(個人を除く。以下この(4)から(7)までにおいて同じ。)は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者(個人を除く。)及び投資法人の一部、保険会社並びに外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者(個人を除く。)等とする。 ([改正後]第5条第1項)
- (5) 主幹事会員(主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社(以下この(5)において「代表主幹事会員」という。)。以下この(5)から(8)までにおいて同じ。)は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員(引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。)に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならないこととする。 ([改正後]第5条第2項)
- (6) 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分(親引けによるものを除く。以下この (6)及び(7)において同じ。)を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客 の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報((7)及び(8)において「配分先情報」という。)を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならないこととする。

(「改正後]第6条)

- (7) 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前述(6)による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者(当該株券等が不動産投資信託証券である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社を含む。(8)において同じ。)に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第7条)
- (8) 主幹事会員は、前述(7)により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。 ([改正後]第8条)
- (9) 募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則に、配分先情報の提供の方法について規定するものとする。 ([改正後]第10条第2項第12号)
- (10) 株券等の配分に関する基本方針及び社内規則の本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 ([改正後]第9条第3項及び第4項、[改正後]第10条第3項)
- (11) 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、 当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、 親引けに関しては前述(2)に定めるところに、並行第三者割当に関しては前述(3)に定

めるところに、それぞれ準じるとともに、前述(4)から(8)までに定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

([改正後]第14条)

- (12) 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、配分規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとするとともに、会員は、この報告又は資料の提出の求めに応じなければならないこととする。 ([改正後]第15条)
- (13) 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い(並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。)については、この規則を適用しないものとする。 ([改正後]第16条)
- (14) その他所要の規定の整備を図ることとする。

#### 2. 引受規則、引受細則

(1) 配分規則における前述1. の規定の整備に伴い、引受規則及び引受細則において公正 な配分に関して定めている規定を削る。

(引受規則[現行]第5章、引受細則[現行]第15条)

- (2) 前述(1)に伴い、関係する規定につき、所要の整備を行うこととする。(引受規則[現行]第2条第23号、[改正後]第36条第2項、[改正後]第39条第1号、第3号及び第8号、[現行]第39条第8号)
- (3) 引受審査に関する社内規則及び社内マニュアルの本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 (引受規則第6条第4項)
- (4) 引受会員又は代表引受会員が株券等の募集の引受けを行う場合における当該株券等の 募集に関する記者発表資料の提出を、新規公開において行うものに限ることとする。

(引受細則「改正後」第16条第1項第1号)

- (5) その他所要の規定の整備を図ることとする。
- 3. 「協会員の従業員に関する規則」及び「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」 前述1. 及び2. に伴い、所要の規定の整備を図る。

(「協会員の従業員に関する規則」第7条第3項第18号、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第19条第2項)

#### 皿. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 TEL 03-3667-8647

自主規制企画部 TEL 03-3667-8470 (「協会員の従業員に関する規則」のみ)

以 上

#### 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日 (下線部分変更)

薱

#### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員による株券等(「有価証券の引受け等に関する規則」<u>(以下</u>「引受規則」という。)第2条第1号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集<u>(引受規則第2条第25号に規定するコミットメント型ライツ・オファリングに係るものを除く。以下同じ。)</u>若しくは売出し(目論見書又は会社内容説明書(「店頭有価証券に関する規則」第2条第3号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。)を作成するものに限る。以下同じ。)の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。

#### 第 2 章 適切な配分

(適切な配分)

- 第 2 条 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。
- 2 引受会員(引受規則第2条第8号に規定する引受会員をいう。以下同じ。)は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。)を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。
  - 1 <u>当該親引けを行ったとしても前項の規定</u> <u>に反する配分にならないと当該引受会員が</u> 判断したこと。
  - 2 当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先(当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。)の状況(親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の数、当該親引けに係る株券等の保有方針、

旧

(新設)

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員による株券等(「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出し(目論見書又は「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書を作成するものに限る。以下同じ。)の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。

(新設)

(公平な配分)

第 2 条 協会員は、募集等の引受け等を行 うに当たっては、<u>株券等を不特定多数の投</u> 資者に広く消化することに努めつつ、公平 を旨とする配分を行うこととする。

(新設)

旧 親引け予定先における払込みに要する資金 等の状況及び親引け予定先の実態をい う。)、当該親引けに係る株券等の譲渡制 限、発行条件に関する事項、当該親引け後 の大株主の状況、株式併合等の予定の有無 及び内容、その他参考になる事項を、有価 証券届出書又は発行登録書の提出後におい て適切に公表すること。 3 当該募集に係る払込期日若しくは払込期 間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日 から 180 日を経過する日まで継続して所有 することの確約を、主幹事会員(引受規則 第2条第9号に規定する主幹事会員をい う。以下同じ。) が親引け予定先から書面 により取り付けること。 3 並行第三者割当(引受会員が引受けを行う (新設) 株券等の募集又は売出しと並行して行われ る、当該株券等の発行者が発行する株券等の 第三者割当(企業内容等の開示に関する内閣 府令第 19 条第2項第1号ヲに規定する第三 者割当をいう。なお、同ヲ中「株券、新株予 約権証券及び新株予約権付社債券」とあるの は「株券等」と読み替えるものとする。以下 同じ。)をいう。以下同じ。)が行われる場 合、当該引受会員は当該発行者に対し、前項 \_(同項第2号を除く。)の規定の趣旨を尊重 して当該並行第三者割当を行うよう要請しな ければならない。 (新 設 ) 第 3 章 新規公開に際して行う個人顧客へ の配分 (新規公開の際の一部抽選) (新規公開の際の一部抽選) 第3条 (現行どおり) 第 3 条 (省 略) (集中配分及び不公正配分の禁止) (集中配分及び不公正配分の禁止) 第 4 条 ( 現行どおり ) 第 4 条 (省 略 ) (新 第 4 章 配分先情報の提供 設 ) (配分先情報に係る顧客) 第 5 条 次条及び第7条の規定により提供す (新 設 ) ることとする配分先情報(次条に規定する配 分先情報をいう。以下この条において同 じ。) に係る顧客(個人を除く。以下この章 において同じ。)は、次の各号に掲げる者と

する。

イ 銀行

1 次に掲げる者のうち配分先情報に係る顧

客とすることが適当である者

新 旧

- <u>ロ</u> 投資助言・代理業又は投資運用業を行 う金融商品取引業者(個人を除く。)
- <u>ハ 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法</u>人をいう。)
- 2 保険会社
- 3 企業年金連合会
- 4 信金中央金庫
- 5 全国信用協同組合連合会
- 6 農林中央金庫
- 7 全国共済農業協同組合連合会
- 8 全国共済水産業協同組合連合会
- 9 労働金庫連合会
- 10 株式会社商工組合中央金庫
- 11 <u>外国為替及び外国貿易法第6条第1項第</u> 6号の非居住者(個人を除く。)
- 2 主幹事会員(主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社(以下この章において「代表主幹事会員」という。)。以下この章において同じ。)は、前項第1号の顧客を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員(引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この章において同じ。)に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならない。

## (他の引受会員から主幹事会員への配分先情報の提供)

第6条 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分(親引けによるものを除く。以下この章において同じ。)を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前条第1項の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報(以下「配分先情報」という。)を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならない。

#### <u>(主幹事会員から発行者への配分先情報の提</u> 供)

第7条 主幹事会員は、引受けを行った株券 等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受 会員の全てから前条の規定による配分先情報 の提供を受けた場合、当該顧客のうち第5条 第1項の顧客の配分先情報及び他の引受会員 から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、 当該株券等の発行者(当該株券等が不動産投 (新設)

(新設)

新	IB
資信託証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第19項に定める資産運用会社をいう。)を含む。次条において同じ。)に提供しなければならない。	
(提供した配分先情報に係る発行者における管理) 第8条 主幹事会員は、前条の規定により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。	(新設)
第 5 章 配分に関する基本方針及び社内規則	(新設)
(配分の基本方針の策定及び公表) 第 9 条 ( 現行どおり ) 2 ( 現行どおり ) 3 協会員は、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、基本方針の内容を投資者へ周知しなければならない。 4 協会員は、本協会が求める場合には、基本方針を本協会に提出しなければならない。	(配分の基本方針の策定及び公表) 第 5 条 ( 省 略 ) 2 ( 省 略 ) 3 協会員は、基本方針を本協会へ届け出る とともに、店頭における掲示又は当該協会 員のホームページにおける表示等、適切な 方法により、その内容を投資者へ周知しなければならない。 4 本協会は、協会員から届出を受けた基本 方針を取りまとめ、公表する。
<ul> <li>(社内規則の制定)</li> <li>第 10 条 ( 現行どおり )</li> <li>2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</li> <li>1 ( 現行どおり )</li> <li>11</li> </ul>	(社内規則の制定)         第6条       (省 略 )         2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。         1         (省 略 )         11
12       配分先情報の提供の方法         13       ( 現行どおり )         14       ( 現行どおり )         3       協会員は、本協会が求める場合には、社内規則を本協会に提出しなければならない。	(新設) 12 (省略) 13 (省略) 3 協会員は、社内規則を本協会 <u>へ届け出なければならない。</u>
(社内管理体制の充実) 第 11 条 ( 現行どおり )	(社内管理体制の充実)   <u>第 7 条</u> ( 省 略)

新	В
<u>第6章</u> 維則	(新 設)
(記録の保存等) <u>第 12 条</u> ( 現行どおり )	(記録の保存等) <u>第 8 条</u> (省 略 )
(配分状況の公表) 第 13 条 ( 現行どおり )	(配分状況の公表) 第 9 条 (省 略)
(外国における募集又は売出しについての準用) 第 14 条 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。)による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては第 2 条第 2 項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第 3 項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第 4 章に定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。	(新設)
<ul> <li>(本協会への報告)</li> <li>第 15 条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。</li> <li>2 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。</li> </ul>	(新設)
(この規則の一部の適用除外) 第 16 条 不動産投資信託証券の募集又は売出 しの取扱い(並行第三者割当以外の第三者割 当であり、かつ、割当先が開示されているも のに限る。) については、この規則を適用し ないものとする。	(新 設)
付 則	
この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	

### 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

11 mm mz 3 3 3 1 2 1 7 1 1 - 1 2 7	平成 24 年 7 月 17 日 (下線部分変更)
新	IB
第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し(目論見書を作成するものに限る。第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。)の引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。	第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し(目論見書を作成するものに限る。第32条、第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。)の引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲 げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ ろによる。 1 ( 現行どおり ) 22	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 22 23 持株会等 金商法施行令第1条の3の3第5号に規定される権利に係る持株会、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府会(以下「定義府令」とする。)第7条第1項第1号に規定される権利に係る持株会又は定義府令第16条第1項第7の2号イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為を行う者 24
→ ( 現行どおり ) 25  第 2 章 適切な引受け  第 2 節 引受体制の整備	→ (省 略) 26 第2章 適切な引受け 第2節 引受体制の整備
(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 6 条 ( 現行どおり ) 2 ・ ( 現行どおり ) 3 4 引受会員は、本協会が求める場合には、 第1項及び第2項に規定する社内規則及び 社内マニュアルを本協会に提出しなければ ならない。	(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 6 条 ( 省 略 ) 2 ・ ( 省 略 ) 3 4 引受会員は、第1項及び第2項に規定する

	新		IB
(	削	る )	<u>第 5 章</u> <u>公正な配分</u>
(	削	る )	(円滑な消化の促進) 第 30 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければであない。
(	削	る )	(配分の公平化) 第 31 条 引受会員が株券等の引受けを行うす 合又は協会員が株券等の募集若しくは売出 の取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資 家等への広く公平な消化を促進し、公正を とした配分を行うよう努めなければなられ
(	削	る )	い。
	削	る )	い。 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株件、託受益証券の募集又は売出しの引受けを行に当たっては、次の各号に掲げる場合を見き、親引け(発行者が指定する販売先への対けをいい、販売先を示唆する等実質的に対して同じ。)を行ってはならない。なお、対別けを行う場合は、当該親引けの対象者、該親引けが次の各号のいずれかに該当する場面及び当該親引けの数量その他細則で定め、事項を発行者が発表資料で公表したもので対れば行ってはならない。 1 連結関係又は持分法適用関係にある支持株主がその関係を維持するために必要な場合(優先出資証券又は外国株信託受益証の引受けを行うに当たっては、これに相対する場合) 2 企業グループ全体での持株比率を維持るために必要な場合(当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率がびに企業グープ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で、表した場合に限る。)(優先出資証券又は国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合) 3 業務提携の関係にある株主がその持株上率を維持するため又は当該関係を形成し、

旧 うとする者が一定の株式を保有するために 必要な場合(当該業務提携及びそのために 株式を保有しなければならない旨が契約書 等(締結することが確実となっているもの を含む。) により確認できる場合に限る。) (優先出資証券又は外国株信託受益証券の 引受けを行うに当たっては、これに相当す る場合) 4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募 集及び売出しに係る株式数の 10%を限度と して持株会等を対象とするとき。 5 発行者(連結子会社又は持分法適用会社 を含む。)の取締役(委員会設置会社の場 合には執行役を含み、相談役、顧問その他 いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、会社に対し法律上又は契約上影響力を 及ぼし得る権限又は責任を有するものと認 められる者を含む。以下同じ。)、会計参与 (会計参与が法人であるときは、その職務 を行うべき社員を含む。)、監査役又は従業 <u>員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞</u> <u>与として新株予約権を配分する場合(新株</u> 予約権の譲渡価額に相当する金額をあらか じめ又は同時に支給したうえで新株予約権 を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡によ る払込金が信託口座等に預託され新株予約 権の行使が行えない場合には当該払込金に 金利を付して返済することが契約等で保証 されているとき等を含む。) (削 る ) 4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又 は売出しの引受けを行うに当たっては、次の 各号に掲げる者に対して割り当てる場合(そ の事実を発表資料で公表した場合に限る。) を除き、親引けを行ってはならない。 1 当該不動産投資信託証券が投資証券であ る場合は、当該投資証券の発行者である投 資法人の委託を受けてその資産の運用に係 る業務を行う投資信託委託会社 2 前号に掲げる者の株主(次号に掲げる者 を除く。) 3 第1号に掲げる者の親会社等(一の会社 の親会社及び一の会社が他の会社の関連会 社である場合における当該他の会社をい う。)及び当該親会社等の親会社等 4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指 図型投資信託の投資信託財産(投資信託及 び投資法人に関する法律第3条第2号に規 定するものをいう。) 又は投資法人の資産 として不動産等を当該委託者指図型投資信

<u>託又は当該投資法人に対して譲渡した者又</u>

新	IB
	は譲渡することに合意している者 5 前号に掲げる者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項に規定する特別目的会社(当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。)である場合には、それに出資している者6 第4号に掲げる者が資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者
(削る)	者 <u>5</u> 第1項から第4項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。
(削る)	(引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い) 第32条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等(以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。)の募集、私募又は売出しが行われる場合(グリーンシューオプションに係るものであるときを除く。)、当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘
(削る)	柄の株券等の割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。  2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集及び私募に係るものを含むものとする。
<u>第5章</u> コミットメント型ライツ・オファリ ング	<u>第5章の2</u> コミットメント型ライツ・オファ リング
(新株予約権証券の取得状況の開示) 第 30条 ( 現行どおり )	(新株予約権証券の取得状況の開示) 第 32 条の 2 (省略)
(議決権の行使制限) 第 31 条 ( 現行どおり )	(議決権の行使制限) <u>第 32 条の3</u> ( 省 略 )
(流動性の確保) <u>第 32 条</u> ( 現行どおり )	(流動性の確保) <u>第 32 条の4</u> ( 省 略 )
第 6 章 雜則	第 6 章 雑則
(この規則によらない引受け等) 第 36 条 ( 現行どおり ) 2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客 への配分に関する規則」第2条第3項に規	(この規則によらない引受け等) 第 36 条 ( 省 略 ) ( 新 設 )

新

定する並行第三者割当が行われる場合、第 12条から第17条まで、第19条及び第20条 から第23条の2までの規定には、当該並行 第三者割当に係るものを含むものとする。

3 (現行どおり)

#### (この規則の一部の適用除外)

- 第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売出 しについては、それぞれに掲げる規定を適 用しないものとする。
  - 1 新規公開に際して行う株券又は外国株 信託受益証券の募集

第 20 条第1項第2号、同条第3項及び 第4項並びに第22条

- 2 (現行どおり)
- 3 「店頭有価証券に関する規則」第2条 第4号に規定する店頭取扱有価証券の発 行者が行う株券等の募集

第 20 条第 3 項から第 5 項まで、第 21 条、第 22 条及び第 25 条

<u>8</u> コミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券の募集

第 21 条から第 23 条 (第 20 条第 1 項及 び第 2 項に掲げる内容の有価証券届出書 (発行登録追補書類を含む。) への記載に 係る要請を除く。) まで

#### 付 則

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

旧

2 (省略)

#### (この規則の一部の適用除外)

- 第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出し については、それぞれに掲げる規定を適用し ないものとする。
  - 1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集

第 20 条第1項第2号、同条第3項及び 第4項<u>、</u>第 22 条<u>並びに第 31 条第3項第5</u> 号

2 (省略)

3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第 4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者 が行う株券等の募集

第 20 条第 3 項から第 5 項まで、第 21 条、第 22 条<u></u>第 25 条<u>並びに第 31 条第 3</u> 項及び第 4 項

4 (省略)

8 不動産投資信託証券の募集又は売出しの 取扱い(不動産投資信託証券の募集又は売 出しと並行して行われるもの以外で割当先 が開示されているものに限る。)

#### 第31条第1項

9 コミットメント型ライツ・オファリング に係る新株予約権証券の募集

第 21 条から第 23 条 (第 20 条第 1 項及 び第 2 項に掲げる内容の有価証券届出書 (発行登録追補書類を含む。) への記載に 係る要請を除く。) まで及び第 5 章

#### 「「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日 (下線部分変更)

新

#### (株価推移等の公表)

第 13 条 規則第 22 条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の5の3第1項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。

## (プレ・マーケティングの手続き)

第 15 条 ( 現行どおり )

(削る)

IΒ

#### (株価推移等の公表)

第13条 規則第22条第1項第2号に規定する「1株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第95条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益額をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等(優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数(以下第15条第3号において「潜在株式数」という。)を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。

## (プレ・マーケティングの手続き)

第 14 条の2 ( 省 略 )

#### (配分の公平化)

- 第 15 条規則第 31 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。
  - 1 <u>協会員は、規則第31条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに</u> 従わなければならない。
  - 2 規則第 31 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。
  - 3 規則第 31 条第 3 項第 1 号に規定する持 株比率及び前号の比率の算定に当たり分母 及び分子に潜在株式数及びグリーンシュー オプションの行使により新たに発行される 株式数を算入したか否か並びに算入したこ れらの株式数を発表資料において公表しな ければならない。

新

- 4 規則第 31 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に 規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、外国において実質的に同様の関係 にあると認められる場合を含むものとする。
- 5 規則第 31 条第 3 項第 4 号に規定する 「持株会等」には、株券の募集又は売出し が子会社連動配当株(剰余金の配当が特定 の子会社の剰余金の配当に基づき決定され る旨が当該上場会社等の定款で定められた 株式をいう。以下同じ。)に係るものであ る場合における当該連結子会社の従業員が 組織するもの(当該子会社連動配当株を取 得するものに限る。)を含むものとする。
- 6 規則第 31 条第 4 項第 5 号に規定する 「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。

(引受けの報告)

第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表引受会員となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び価格等の条件を決定する日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の 10 日(当日が休業日の場合は、前営業日)までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。

(新設)

(新設)

2 (省略)

- (引受けの報告)
- 第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の<u>引受会員</u>(規則第 33 条第 2 項に定めるところにより代表引受会員(同項に規定する代表引受会員をいう。)が報告を行う場合は、当該代表引受会員。以下この条において同じ。)が、次の各号に定めるところにより、行うものとする。
  - 1 当該引受会員が引受けを行う株券等の募集(新規公開において行うものに限る。) に係る発行者の発行決議日及び価格等の条件を決定する日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出する。
  - 2 当該引受けを行った月の翌月の 10 日 (当日が休業日の場合は、前営業日)まで に、別に定める「増資状況報告書」を本協 会に提出する。
- 2 (現行どおり)

#### 付 則

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行

新	П
われる株券等の募集及び売出しから適用す	
る。	

## 「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日 (下線部分変更)

(禁止行為)     (禁止行為)       第7条     第7条     第7条     略)
2 ( 現行どおり ) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 ( 現行どおり ) 17 18 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に規定する親引け(同項ただし書に該当する場合を除く。)を行うこと。 19 ( 現行どおり ) 29  付 則  この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

#### 「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 24 年 7 月 17 日 (下線部分変更)

新

#### (この規則の適用除外)

- 第 19 条 ( 現行どおり )
- 2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客へ の配分に関する規則」第2条第3項に規定する<u>並行第三者割当</u>に該当する第三者割当増資 等に係る株券等(MSCB等を除く。)につ いては、この規則を適用しない。

#### 付 則

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

#### (この規則の適用除外)

- 第 19 条 (省 略)
- 2 <u>引受規則第32条</u>に規定する<u>場合</u>に該当する第三者割当増資等に係る株券等(MSCB等を除く。)については、この規則を適用しない。

#### 親引けガイドライン

平成 24 年 7 月 17 日 日 本 証 券 業 協 会

引受会員が「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第2項に定めるところにより親引けを行うに当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

1. 親引けに関しては、平成24年7月17日改正(同年 月 日施行。以下「平成24年改正」という。)の改正前においては、「有価証券の引受け等に関する規則」(以下「引受規則」という。)第31条第3項及び第4項に規定されていた。

ところで、平成24年改正の方向性は、それに先立ち本協会の「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」が取りまとめた報告書「配分ルールのあり方について」(平成24年1月12日)が示すところに拠っている。

それによれば、親引けに関する規制には、発行者による株主や支配権の所在の恣意的な選択を抑止する、株式持合いを助長しない、特定の者に対する利益供与に用いられないようにする、といった趣旨があり、会員による配分が発行者の意向のみを反映した不公正なものとなってはならないことは変わるものではない、とされている。

これを受けて、親引けは現在においても原則として禁止されており、親引けを行ったとしても配分規則第2条第1項の規定に反する配分とならないと引受会員が判断したこと等の要件に該当する場合に限り、例外的に親引けを行うことが認められるとされている点に留意する。

- 2. 1. を踏まえ、引受会員は、配分規則第2条第2項第1号の判断に当たっては、当該 親引けの必要性及び内容について、当該親引けにより配分を受ける投資家による中長期 的かつ安定的な保有の見込みも勘案しながら、例えば、当該投資家による発行者の経営 に対する一定の関与の有無、当該親引けによる発行者の企業価値向上の可能性の有無、 当該親引けの背景における支配権争いの要素の有無等の観点で、同条第1項の規定との 整合性を確認すべきであることに留意する。
- 3. なお、平成24年改正の改正前における引受規則第31条第3項及び第4項においては、 発表資料における所要の公表を前提として、次のような場合には例外的に親引けが認め られるとされていた。このことは、現在の配分規則第2条第2項第1号の判断に当たっ て参考となり得ることに留意する。

- (1) 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証 券
  - イ 連結関係又は持分法適用関係を維持するために必要な場合
  - ロ 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合(当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、 技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。)
  - ハ 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しようとする者が一定の株式を保有するために必要な場合(当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む。)により確認できる場合に限る。)
  - ニ 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の 10%を限度 として持株会等を対象とするとき。
  - ホ 発行者(連結子会社又は持分法適用会社を含む。)の取締役等又は従業員若しくは その予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合
- (2) 不動産投資信託証券

次のいずれかに該当する者に対する親引けの場合

- イ 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である 投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う投資信託委託会社
- ロ イに掲げる者の株主
- ハ イに掲げる者の親会社等(一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社 である場合における当該他の会社をいう。)及び当該親会社等の親会社等
- 二 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産(投資信託 及び投資法人に関する法律第3条第2号に規定するものをいう。)又は投資法人の資 産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した 者又は譲渡することに合意している者
- ホ ニに掲げる者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項 に規定する特別目的会社(当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。) である場合には、それに出資している者
- へ ニに掲げる者が資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託 である場合には、その受益証券の権利者

#### 付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

#### 配分先情報の提供に関するガイドライン

平成24年7月17日日本証券業協会

このガイドラインは、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」(以下「配分規則」という。)第4章に定める、引受会員による配分先情報の提供に関する考え方を取りまとめたものである。

なお、ここで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、配分規則で定めるところによるものとする。

#### 1. 配分先情報に係る顧客の範囲

主幹事会員は、配分規則第5条第1項第1号イからハまでに掲げる者のうち、次に該当する者については、同条第2項の規定により同条第1項第1号に定める配分先情報に係る顧客として定めるものとする。

(1) 配分規則第5条第1項第1号イに掲げる銀行

すべての銀行。ただし、不動産投資信託証券(「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第1号ホに規定する不動産投資信託証券をいう。)以外の株券等の募集又は売出しにあっては、金融庁がそのホームページ中「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」(http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html)において公表している「銀行免許一覧」の中で「都市銀行」又は「信託銀行」の業態としている銀行。

(2) 配分規則第5条第1項第1号ロに掲げる投資助言・代理業又は投資運用業を行う 金融商品取引業者及び同号ハに掲げる投資法人

次の①ないし③のいずれかに該当する者

- ① 募集又は売出しにおいて、積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しくは買付けの申込みを行っている者
- ② 今後、募集又は売出しにおける積極的又は継続的な需要の申告又は取得若しく は買付けの申込みを行うことが見込まれる者
- ③ 相当程度の運用財産を有していることが見込まれる者

#### 2. 本協会への配分先情報に係る顧客の届出の様式

配分規則第5条第2項の規定により主幹事会員が定めた顧客を本協会に届け出る場合の様式は、別紙1に定めるところによる。

- 3. 銀行に係る他の引受会員への通知及び本協会への届出の要領
  - 1. (1)により配分規則第5条第1項の顧客として定めた銀行を、同条第2項の規定により主幹事会員が他の引受会員に通知する場合及び本協会に届け出る場合、当該銀行を

1. (1)の「銀行免許一覧」の業態ごとに包括し、当該業態の名称を記すことで足りる。 この場合、当該業態の名称が、いつ現在の「銀行免許一覧」に掲載されているものか を明記するものとする。

なお、この場合、主幹事会員が明記した日付現在の「銀行免許一覧」に掲載されている当該業態に該当する銀行につき、配分規則第6条の規定により他の引受会員が主幹事会員に配分先情報を提供するとき及び同規則第7条の規定により主幹事会員が配分先情報を発行者に提供するときの当該配分先情報は、当該銀行の名称及び当該銀行に配分した株券等の数量の情報であることに留意するものとする。

4. 発行者に提供した配分先情報及び主幹事会員における配分数量上位 30 名に該当する顧客の配分先情報の報告(本協会が求めた場合)

主幹事会員は、配分規則第5条第2項の規定による本協会への届出のほか、同規則第15条の規定に基づき、その前おおむね3か月の間に行われた募集又は売出しのうち本協会が求めるものにおいて、配分規則第7条の規定により当該主幹事会員が発行者に提供した配分先情報及び当該主幹事会員が配分を行った株券等の数量の多い順に30名までに該当する顧客(個人を除く。)の配分先情報を、それぞれ、本協会に報告するものとする。この場合の報告の様式は、別紙1に定めるところに準じ、本協会が求めるところによるものとする。

5. 配分先情報の適切な管理に係る発行者による確約

主幹事会員が配分規則第8条の規定により発行者から取り付ける、配分先情報の適切な管理に係る確約の内容は、別紙2に定める様式を参考に、それぞれの事案における実状等に合わせたものとすることが考えられる。

#### 付 則

このガイドラインは、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

提 出 日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---

日本証券業協会

自主規制本部 エクイティ市場部 行

(代表)主幹事会員名	
担当部署名	
担 当 者 名	
電話番号	
メールアドレス	

### 発行者に提供することとする配分先情報に係る顧客に関する届出

銘 柄	名			
主幹事会員	代 表			
	代表以外			
引受:	会 員			
有価証券届出	書提出日			
条件決定日 (期間)				
払込期日、払込期間の末日、受渡期日				
引受けに係る	<b>井</b>			
株券等の数量	募集	(うちオーバーアロットメント分	)	
	売出し			
	<u>уп</u> д о	(うちオーバーアロットメント分	)	
配分先情報に係る顧客(配分規則第5条第1項第1号の顧客)				

#### 【留意点】

- 1. ご記入いただいた個人情報につきましては、この届出に関する御連絡のために利用させていただきます。
- 2.「引受けに係る株券等の数量」は、提出日現在における予定の数量を記入して下さい。
- 3.「配分先情報に係る顧客」は、先に日本語表記の顧客を五十音順に、次に英語表記の顧客をアルファベット順に、記入して下さい。
- 4.「配分先情報に係る顧客」の欄が不足する場合は、下方に欄を追加して記入して下さい。
- 5. 配分先情報に係る顧客を適宜の様式に記載して、この様式に添付していただくことでも結構です。

#### ○○証券株式会社 御中

#### 配分先情報の管理に関する確約書

当社は、貴社より提供される[案件を特定する記載〔例:当社普通株式の日本国内における公募増資〕]に係る配分先情報(日本証券業協会が定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」(以下「規則」といいます。)第6条に規定する配分先情報をいいます。以下同じ。)を受領するにあたり、当該配分先情報が当社発行の有価証券に投資する投資家に係る未公表の機密情報であることを認識し、以下に掲げる事項を確約いたします。

なお、当社は、本件における貴社以外の引受証券会社がこの確約書の内容を確認できるようにするため、貴社がこの確約書又はその写しを利用することに同意します。

- 1. 当該配分先情報について、厳に機密を保持し、当該配分先情報を了知する必要がある最小限の範囲の当社の役員および従業員(以下「対象者」という。)以外の者に開示または漏えいしないこと
- 2. 当該配分先情報について、対象者以外の者に開示または漏えいすることがないよう、 当社において適切に管理すること
- 3. 当該配分先情報について、これを了知する以外の目的に利用しないこと

平成 年 月 日

会社名 代表者名

1



# 配分に係る規制の 見直しの概要

平成24年7月17日

日本証券業協会

# 1. 配分に関する規則の構造



## 現行

## 引受規則第5章

第30条(円滑な消化の促進) 第31条第1項(配分の公平化) 第31条第2項(配分規則に基づく 適正な配分) 第31条第3項・第4項(親引け禁止・例外要件) 第32条(並行第三者割当)

## 配分規則

公平な配分、新規公開時の一部抽選、集中配分・不公正配分の禁止、配分基本方針の策定・公表、社内規則の制定、社内管理体制の充実、記録の保存等、配分状況の公表

## 見直し後

## 引受規則

## 配分規則

配分の基本精神規定、親引け規制、並行第三者割当、新規公開時の一部抽選、集中配分・不公正配分の禁止、配分先情報の提供、配分基本方針の策定・公表、社内規則の制定、社内管理体制の充実、記録の保存等、配分状況の公表、・・・

## 親引けガイドライン

親引けに当たっての留意点

配分先情報の提供に関するガイドライン

配分先情報の提供に関する考え方

# 2. 配分に関する基本精神規定の見直し



## 現行

## 引受規則第30条

・・・市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、・・・円滑な消化に努めなければならない。

## 引受規則第31条第1項

・・・個人投資家等への広く公平な 消化を促進し、公正を旨とした配 分を行うよう努めなければならな い。

## 配分規則第2条

・・・・株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、 公平を旨とする配分を行うこととする。

## 改正後

## 配分規則第1条

・・・当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実 現することを目的とする。

## 配分規則第2条第1項

・・・市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、

当該募集等の引受け等に係る株 券等の配分が、

公正を旨とし、

合理的な理由なく特定の投資家に 偏ることのないよう

努めなければならない。

# 3. 親引け規制の枠組みの見直し



## 引受規則第31条第3項(REIT以外の株券等)・第4項(REIT)

# 現

行

## 原則禁止

## 例外許容要件(REIT以外の株券等の場合)

- ★【次のいずれかに該当する親引けであること】
- ① 連結関係又は持分法適用関係の維持
- ② 企業グループ全体での持株比率の維持
- ③ 業務提携の関係にある株主によるその持株比率の維持又 は当該関係形成のために必要な場合
- 4 持株会等を対象とする場合
- 5 ストック・オプション目的で発行者の役員及び従業員に新 株予約権を配分する場合



【親引けに関する開示】

## ,配分規則第2条第2項

# 改

正 案

## 原則禁止

## 例外許容要件

【公正性等配分規則の趣旨に反しない 親引けであると引受会員が判断】

【ロックアップ】

【親引けに関する開示】

## 親引けガイドライン

- 〇平成24年改正の方向性は配分分科会報告書が示したところに 拠っている。
- ○親引けの是非についての引受会員の判断に当たって・・・
  - > 親引け規制の趣旨は変わらないことに留意。
- > 親引けの必要性及び内容について、親引け先による中長期 的かつ安定的な保有の見込みも勘案しながら、例えば、当該 投資家による発行者の経営に対する一定の関与の有無、当 該親引けによる発行者の企業価値向上の可能性の有無、当 該親引けの背景における支配権争いの要素の有無等の観点 で、配分規則の趣旨との整合性を確認すべきであることに留
- > 平成24年改正前における例外許容要件(REIT以外の株券等 にあっては、左上の★印の枠内)は、判断に当たっての参考と なり得ることに留意。

# 4. 並行第三者割当規制の枠組みの見直し

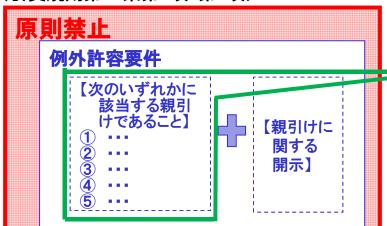


## 親引け

(引受規則第31条第3項-第4項)

現

行



## <u>並行第三者割当</u>

(引受規則第32条)

## [引受会員]

割当先を親引け規制で許容される範囲に限定するよう、 発行者に要請 (開示府令・取引所規則)

## [発行者]

- ・開示府令・取引 所規則による(並 行)第三者割当に 関する開示
- ·割当後2年以内 の譲渡報告·公表
- 取引所の企業行動原則の適用

親引け

(配分規則第2条第2項)

(親引けガイドライン)

# **改** 原則禁止

例外許容要件

【引受会員の判断】 + 【開示】 + 【ロックアップ】

- ○配分分科会報告書 ②引受会員の判断に当たっ で・・・
  - >親引け規制の趣旨は変わらないことに留意。
- >親引けの必要性及び内容について、配分規則の趣旨との整合性を確認すべきであることに留意。
- ➤平成24年改正前の例 外許容要件は、判断に 当たっての参考となり得 ることに留意。

## <u>並行第三者割当</u>

(配分規則第2条第3項)

## [引受会員]

親引け規制(開示 の要件を除く。)の 趣旨を尊重して並 行第三者割当を行 うよう、発行者に要 請 (開示府令・取引所規則)

## [発行者]

- ・開示府令・取引 所規則による(並 行)第三者割当に 関する開示
- ・割当後2年以内 の譲渡報告・公表
- 取引所の企業行動原則の適用

正

# 5-1. 配分先情報提供:発行決議(決定)後、遅滞な



①【主幹事会員】(配分規則 第5条第2項) 銀行、投資助言・代理業 又は投資運用業を行う金 融商品取引業者及び投 資法人のうち、発行者に 提供する配分先情報の対 象とする顧客を定める。

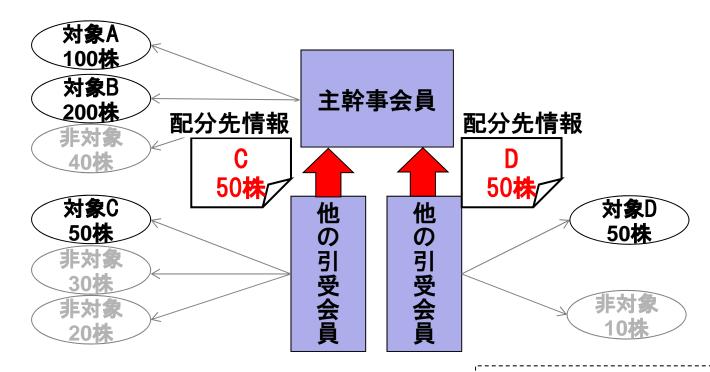
②【主幹事会員】(配分 規則第5条第2項) ①で定めた顧客を他 の引受会員に通知。

発行者 主幹事会員 協 ③【主幹事会員】 (配分規則第5条第2項) ①で定めた顧客を協会に届出。 他 他 の引受会員 の引受会員

## 5-2. 配分先情報提供:他の引受会員から主幹事会員への情報提供



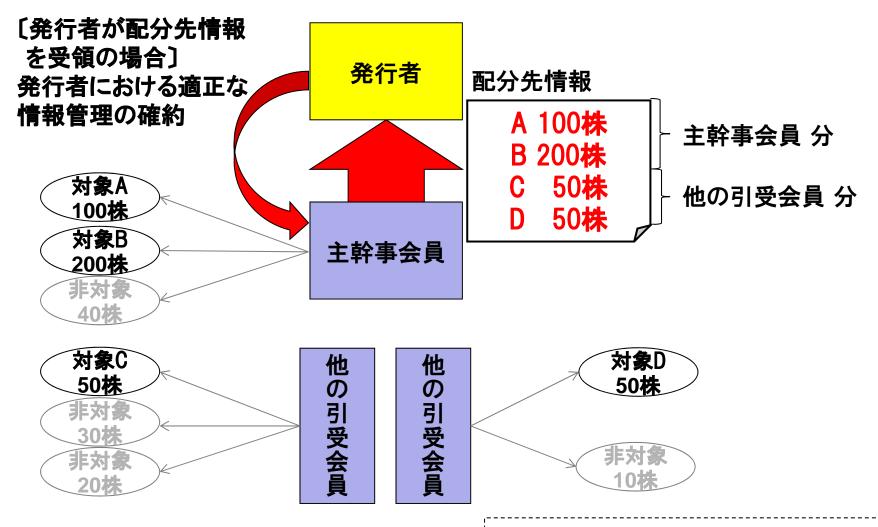
発行者



※「対象」「非対象」は、その顧客が配分先 情報の対象であるか否かの別。

## 5-3. 配分先情報提供:主幹事会員から発行者への情報提供 発行者による適正な情報管理の確約





※「対象」「非対象」は、その顧客が配分先 情報の対象であるか否かの別。

## 5-4. 配分先情報提供:主幹事会員から協会への報告



